

平成23年2月21日

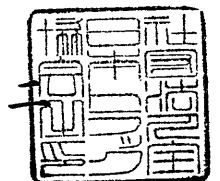
国土交通大臣政務官
津川 祥吾 殿

「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の
安全確保に関する法律案」の廃案に伴う
要望書

社団法人 全日本トラック協会

海上コンテナ部会

部会長 藤木 幸



平素は、当業界の健全なる発展に対しまして、格別なるご支援とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴職ご案内のとおり、平成22年3月5日に閣議決定され、通常国会で継続審議となり、昨秋の臨時国会での成立が期待されていた「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案」が、遺憾ながらその後審議が行われることなく、12月3日の臨時国会終了により、審査未了として廃案となりました。

本法律案は、荷主を始めとして海上コンテナ輸送に従事する全ての関係者に対し、貨物の品目、重量、積付け状況等に関する情報を運転者まで伝達することを義務付けることで安全を確保するという画期的な法律案であり、日々大量の海上コンテナを陸上輸送している私ども国際海上コンテナ輸送事業者にとって、四十数年越しで実現された早期成立を切望する法律案でした。

私ども国際海上コンテナ輸送事業者は、輸出入産業を支える公共的物流サービスの担い手として、日本の国際競争力の維持・発展のためにその重要な使命を果たすべく日夜努力をしております。しかしながら、その輸送環境の実態として、私どもは荷主に対し弱い立場にあるために、荷主から実重量や積み付け状況を含む中身がどのようになっているのかが不確かで、輸送することに危険が伴う可能性があるコンテナに対する輸送指示があった場合でも、荷主に対してコンテナの重量や内部の状態を確認してもらったり、または輸送を断ることがしにくい環境にあります。

全日本トラック協会海上コンテナ部会では、業界のレベルアップのため、法令遵守を第一として、事故防止対策や環境問題対策に自主的かつ積極的に取り組む一方、行政等に対して上記のような不安な実態を改善するよう長年活動をして参りました。この活動がやっと実を結び、国際海上コンテナを安全に陸上輸送するための法律案を国会で審議して頂く状況にまでこぎ着けたことを大変喜んでおりました。そして、この法律案が成立した暁には、荷主と運送事業者が安全について対等の立場で話し合える土壌ができると大変期待をしておりました。

しかし、先の臨時国会において、必要な審議も行われないうまま本法律案が廃案になってしまったことは、私どもとして残念を通り越して深い失望の念を禁じえないところであります。また、更に言えば、交通事故防止という人命に関わる法律案を審議をすることもなく廃案とされたことは、国として「安全＝国民の生命」を守ることにつき、いかなる決意と優先順位をもって取り組んでいたのか大きな疑問を持たざるを得ないところであり、現場でコンテナ輸送に従事する直接当事者の立場として極めて遺憾に存じるところであります。

私ども全日本トラック協会海上コンテナ部会では、本法律案は交通事故の防止に直結する重要な安全対策であり、国民の生命や財産を守るために必要不可欠な法律であると確信しております。また、国が「第8次交通安全基本計画」において掲げている「世界一安全な道路交通の実現を目指す」という目標を達成するためにも必要不可欠な法律であると考えております。

つきましては、今般の「廃案」という結果に対し、あらためて強い遺憾の意を表明致しますとともに、国として本法律案の重要性を今一度念頭に置いて頂き、国民の生命や財産を守る観点から、今通常国会において確実に本法律案を成立させるため、最大限のご努力を尽くしていただくよう強く要望致します。